



島根県報

平成28年11月29日（火）

第2,857号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

- 土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定 (環 境 政 策 課) 2
- 保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変
更の届出 (中 小 企 業 課) 2

【公 告】

- 島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務に係る提案競技の実施 (広 聴 広 報 課) 3

【特定調達公告】

- 島根県教育センター研修用コンピュータ機器等の調達に係る一般競争入札の実施 (教 育 指 導 課) 6

【公安規則】

- 傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正
する規則 (警 察 本 部) 8

告 示**島根県告示第692号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

平成28年11月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 形質変更時要届出区域

大田市五十猛町宇野梅山2318番5の一部、2318番6の一部

2 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物**島根県告示第693号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年11月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町上亀谷1240-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第694号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年11月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングタウングリーンモール 島根県江津市嘉久志町2306番地30
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社江津グリーンモール 代表取締役 南山 泰志 島根県江津市嘉久志町2306番地30
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 協同組合グリーンモール 代表理事 南山 泰志 島根県江津市嘉久志町2306番地30
(変更後) 株式会社江津グリーンモール 代表取締役 南山 泰志 島根県江津市嘉久志町2306番地30
 - (4) 変更の年月日
平成28年11月 1 日
- 2 届出年月日
平成28年11月17日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
江津市商工観光課 (江津市江津町1525番地)
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
イ アの記載事項についての公表の意思の有無
ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
エ 意見の内容
オ 意見を述べる理由
 - (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

県が進める主要な施策や課題、地域づくりなどの情報を県民に伝える県政広報誌「フォトしまね」(季刊・年4回)の企画・制作・配送業務の契約予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成28年11月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

- (1) 名称
島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務
- (2) 仕様
島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (3) 期間
契約の日から平成30年3月31日まで
- (4) 提案価格の上限額

52,940,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 広告掲載料

受託者は、年4回発行する県政広報誌各号の裏表紙（A4判1ページ）に有料広告を掲載し、年4回分の合計額として2,160,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上を県に支払う。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 島根県税、消費税及び地方消費税についての未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (3) 提案競技説明会に出席していること。
- (4) 営業実績期間が3年以上であること。
- (5) 企画・制作から印刷、Webサイト制作までの業務を一括して受託し、管理できること。
- (6) 企画・制作を担当する専属のスタッフを配置できること。なお、そのスタッフは県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡が取れ、必要な都度対面による協議ができること。
- (7) 提案書類を企画・制作したスタッフが、契約期間中企画・制作に当たること。ただし、やむを得ない事情があると県が認める場合は、この限りでない。
- (8) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (9) その他県の指示に柔軟に対応できること。

3 提案競技説明会の開催日時及び場所

(1) 開催日時

平成28年12月12日（月）13時30分から15時00分まで

(2) 場所

松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第4会議室

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。なお、提出書類の形式については、「島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務提案競技提出書類について」による。

- (1) 会社概要書 1部
- (2) 制作体制説明書 1部
- (3) 誌面構成 1部
- (4) 提案作品1〈表紙〉 10部
- (5) 提案作品2〈特集〉 10部
- (6) 提案作品3〈連載企画〉 10部
- (7) 過去に制作した類似の冊子媒体 1部
- (8) 見積書 1部
- (9) 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部
- (10) 消費税及び地方消費税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

持参又は郵送による。

(2) 提出期限

平成29年3月1日（水）10時まで（必着）

(3) 提出先

11に同じ。

6 提案競技に係る質問書

- (1) 質問は、質問書により提出期限までにファックスで提出すること。
- (2) 質問提出期限
平成28年12月22日（木）正午まで
- (3) 提出先
11に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、説明会参加者全員に回答する。ただし、辞退届を提出した者には、回答しない。

7 提案の選定方法

(1) 選定の手順

平成29年度島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

ア 提案書類の提出者が5者を超える場合は、第1次審査として書類審査を行い、上位5者に絞る。提案書類の提出者が5者以下の場合は、第1次審査は省略し、提案書類を提出した者の全てを第1次審査通過者とする。

イ 第2次審査では、第1次審査通過者による提案書等のプレゼンテーションを実施して提案内容を把握し、審査する。

ウ イの審査結果をもとに契約予定者を決定する。

エ 提案者全員に審査結果を文書で通知する。

オ 審査委員会による審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

(2) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別途定める提案競技審査基準に基づき、各評価項目の得点を加点する方法により総合的に評価する。

(3) 審査日時

ア 第1次審査会（書類審査）の実施は、平成29年3月6日（月）を予定している。

イ 第2次審査会（プレゼンテーション）の実施は、平成29年3月14日（火）を予定している。

(4) 提案競技参加料

4の提案書類を提出期限内に全て完備し提出した者に対して、提案競技参加料として1提案者につき2万円を支払う。ただし、契約予定者となった者への支払いは、行わない。

8 契約

第2次審査会の審査結果により選定された平成29年度島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務の契約予定者と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により随意契約を行う。ただし、平成29年度島根県当初予算が成立しなかった場合は、契約は行わない。

その他の契約事項については、契約予定者と協議の上定める。

9 著作権

島根県政広報誌に掲載された写真、イラスト、記事などの著作権法に定める全ての著作権は、県に帰属するものとする。使用した写真のフィルム（データ）は、必要の都度、県に提出すること。

10 その他

- (1) 提出する提案作品は、1案とする。
- (2) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 提案競技説明会参加後、提案書類の提出を行わない場合は、辞退届を提出すること。

(5) 提案競技並びに契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

11 提案競技に関する問合せ先

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県政策企画局広聴広報課

電話 0852-22-5771 ファックス 0852-22-6025

12 Summary

(1) Nature of services : Planning, production, and delivery of the prefectural government public relations magazine, "Photo Shimane".

(2) Deadline for submission of proposal documents : Must arrive by March 1st, 2017 at 10 : 00

(3) Contact information, Inquiries : Shimane Prefectural Government, Hearings Public Relations Division,
1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan TEL 0852-22-5771

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年11月29日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品の名称及び予定数量

島根県教育センター研修用コンピュータ機器等 一式

(2) 調達する物品の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

平成29年3月1日から平成34年2月28日まで

(4) 納入期限

平成29年2月28日

(5) 納入場所

島根県松江市内中原町255番地1 島根県教育センター

島根県浜田市長沢町1550番地1 島根県教育センター浜田教育センター

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、営業種目が大分類「14 借入品」、中分類「(2) 情報処理機器」の入札参加資格の認定を受けている者であること。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日にその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (6) 本説明書に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有すること。

3 入札方法

- (1) 借入れに要する一切の諸経費を含めた総価（5年分）で入札に付する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成28年12月26日（月）午後5時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時
平成29年1月10日（火）午後2時
- (2) 場所
島根県松江市殿町1番地 島根県分庁舎2階教育委員室
- (3) 郵便による入札については、平成29年1月10日（火）正午まで（必着）に、次の場所に書留郵便により郵送すること。
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁教育指導課
電話 0852-22-5419 F A X 0852-22-6026

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成28年12月26日（月）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入及び押印の上、F A Xで5(3)へ送付すること。

7 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
なお、同規則第61条第1項中の「その者の見積る契約金額」は、「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
なお、同規則第69条第1項中の「契約金額」は、「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」と扱うものとする。
- (4) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当す

るときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied : Shimane Education Center PCs Used for Training : complete set

(2) Deadline for submission of tender : 10 January 2017, 14 : 00 (Deadline for submission of tender by registered mail : 10 January 2017, 12 : 00)

(3) Contact Point : C/O School Education Guidance Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502, JAPAN

TEL : 0852-22-5419

FAX : 0852-22-6026

公 安 委 員 会 規 則

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月29日

島根県公安委員会委員長 堀 江 正 俊

島根県公安委員会規則第24号

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年島根県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「第4条」を「第4条第1項」に改め、同条第1号中「（地域課を除く。）」を削り、「刑事部」の次に「、交通部」を加える。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。